(三)　行政機関の長に対する苦情の申出等（第一四条関係）

行政機関の長は、評価対象者から苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知することとした。

(四)　警察本部長による適性評価の実施等（第一五条関係）

警察本部長による適性評価の実施に関し所要の規定を整備することとした。

(五)　適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限（第一六条関係）

行政機関の長及び警察本部長は、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととした。ただし、適性評価の実施によって、当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法第三八条各号等に該当する疑いが生じたときは、この限りでないこととした。

(六)　権限又は事務の委任（第一七条関係）

行政機関の長は、5に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることとした。

6　雑則

(一)　特定秘密の指定等の運用基準等（第一八条関係）

(1)　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めることとした。

(2)　内閣総理大臣は、(1)の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。

(3)　内閣総理大臣は、毎年、(1)の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を(2)の者に報告し、その意見を聴かなければならないこととした。

(4)　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、その適正を確保するため、(1)の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督することとした。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が(1)の基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができることとした。

(二)　国会への報告等（第一九条関係）

政府は、毎年、(一)の(3)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとした。

(三)　関係行政機関の協力（第二〇条関係）

関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力することとした。

(四)　政令への委任（第二一条関係）

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとした。

(五)　この法律の解釈適用（第二二条関係）

(1)　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこととした。

(2)　出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とすることとした。

7　罰則（第二三条～第二七条関係）

次に掲げる者に対する所要の罰則を設けることとした。

(一)　特定秘密の取扱いの業務に従事する者であって、その業務により知得した特定秘密を漏らしたもの

(二)　2の(二)の5、3の(一)の4、3の(二)又は6の(一)の4後段により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者であって、これを漏らしたもの

(三)　過失により(一)又は(二)の罪を犯した者

(四)　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者

(五)　(一)、(二)又は(四)に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者

8　附則

(一)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　施行日から起算して五年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定等を行う行政機関から除外することとした。

(三)　自衛隊法の防衛秘密に関する規定等を削除するため、自衛隊法の一部を改正することとした。

(四)　特定秘密の保護に関し、施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を内閣情報官に掌理させるため、内閣法の一部を改正することとした。

(五)　政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。

(六)　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用することとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

◇アルコール健康障害対策基本法（法律第一〇九号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　目的

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいうこととした。（第二条関係）